

避難行動要支援者制度とは

東日本大震災では、障がいのある方や75歳以上の高齢者が多数犠牲になりました。この教訓を踏まえ、災害時に自力で避難することが困難な障がい者や高齢者などの避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）のための実効性のある避難支援体制の構築が求められています。

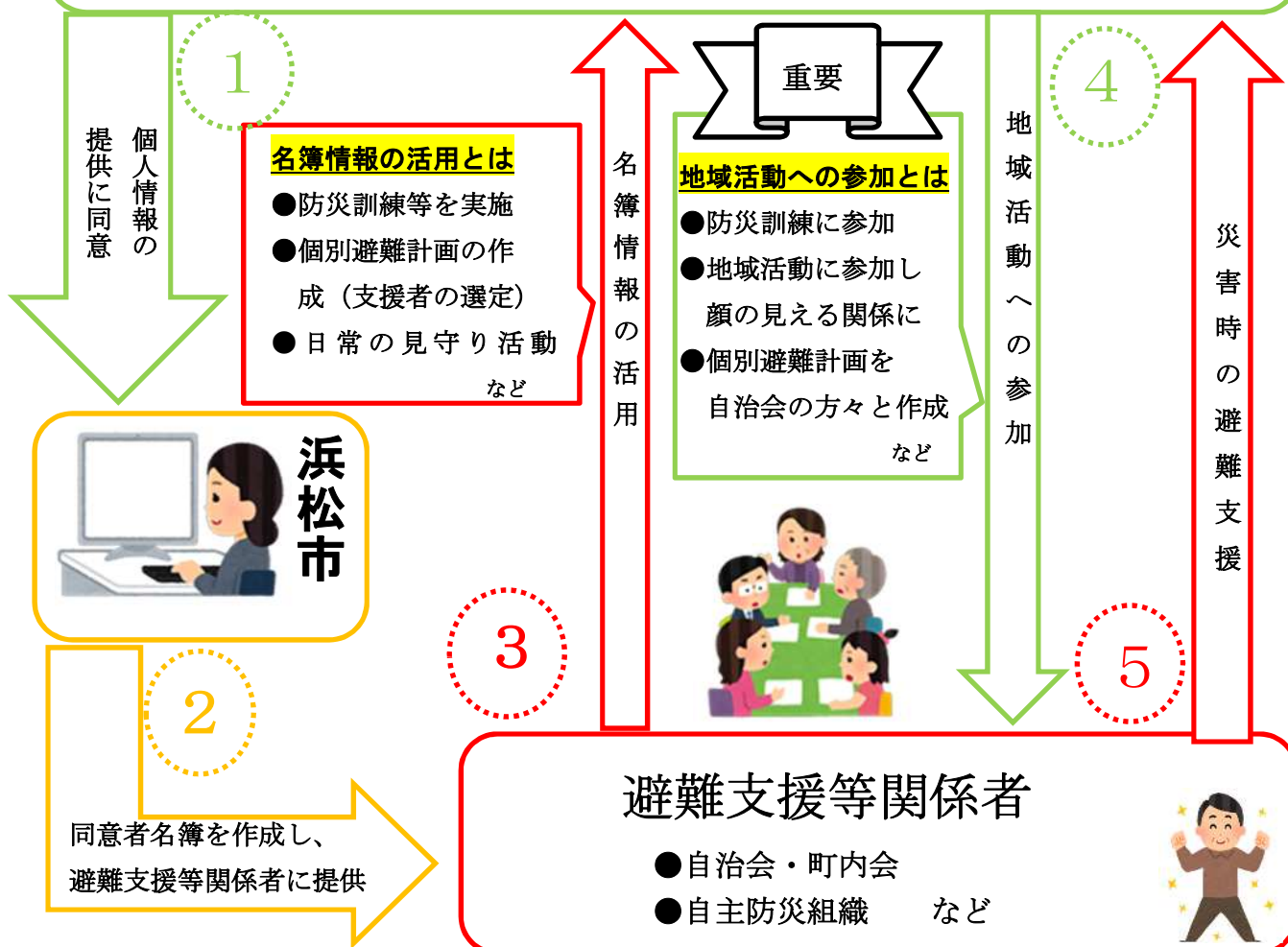
本市では、災害に備えて地域全体で要支援者を支援する取り組みを推進するため、要支援者のうち、自身の情報を避難支援者に提供することについて同意した方を「同意者名簿」として一覧にし、避難支援者となる自治会等に提供しています。自身の情報を避難支援者に提供することについて同意し、避難支援を希望される人は、『「災害時避難行動要支援者名簿」登録申請書兼同意書』をご提出ください。



避難行動要支援者



※自力では避難することができず、地域による避難支援が必要な方



同意者名簿への登録に同意された皆様へ

『4つの注意事項』と『4つのお願い』



『4つの注意事項』

- ① 個人情報、災害時の避難支援活動のほか、防災訓練など日頃の防災活動にも活用します。
- ② 状況等を確認するために自治会や民生委員など地域の支援者がお宅を訪問することがあります。
- ③ 災害時の避難支援が必ず保証されるものではありません。
- ④ 施設への入所や家族との同居が始まることにより、避難支援がなくなったりした場合や転居など名簿情報に変更が生じた場合には、『「浜松市災害時避難行動要支援者名簿」登録内容変更届出書』または『「浜松市災害時避難行動要支援者名簿」登録内容抹消届出書』を必ず提出してください。

※市が施設入所等の転居などを把握し、名簿の適切な管理と運用に必要と判断した場合、登録内容を抹消（職権抹消）することがあります。



『4つのお願い』

- ① 災害時に実効性のある避難支援を地域で行うためには、日ごろから地域との顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。地域の活動へは積極的に参加するよう心掛けましょう。
- ② 基本的に、避難支援者は避難行動を支援する専門職ではなく、地域の住民です。災害時に、いきなり避難支援を実施することは非常に難しいため、事前の準備として、地域で行われる防災訓練などには可能な限り参加しましょう。参加が難しいようであれば、防災訓練を実施している自治会や自主防災隊に相談してみましょう。
- ③ 自治会など地域の支援者から訪問を受けた場合には、車いすを押してほしいなど、避難に必要な支援をお伝えしましょう。
- ④ 災害発生時には誰が被災して動けなくなるか分かりません。避難支援者の方が被災して支援に来られなくなることもあります。このような状況の中で生き残るために、家具の固定や非常食等の備蓄、避難経路の確認など、自分にできる備えを日頃から確認しておきましょう。